

インクルーシブ教育に関する教師の意識

大関 桂子・司城紀代美

宇都宮大学教育学部教育実践紀要 第6号 別刷

2019年8月9日

インクルーシブ教育に関する教師の意識[†]

大関 桂子*・司城紀代美**

真岡市立大内西小学校*

宇都宮大学大学院教育学研究科**

平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い「合理的配慮」という言葉、その考え方は学校現場に身近なものになってきた。しかし、「合理的配慮」と「インクルーシブ教育」が密接につながっている概念であることはまだまだ浸透しているようには思えない。そこで、現場の教職員の「インクルーシブ教育」や「合理的配慮」に関する意識を調査することで、今後のインクルーシブ教育実践について考えていくこととした。調査結果から「インクルーシブ教育」を進めていくことに不安を抱えている教育現場の実態が浮かんできた。

キーワード：インクルーシブ教育，合理的配慮，教師の意識

1. 研究主題設定の理由

2012年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をとりまとめた。この報告では「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある」といった方向性のもと、就学相談・就学先決定の在り方の改善、「合理的配慮」及び「基礎的環境整備」の充実、学校間や関係機関との連携、「交流及び共同学習」の推進、教職員の専門性の向上等が示された。

平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い「合理的配慮」という言葉、その考え方は学校現場に身近なものになってきた。しかし、「合理的配慮」と「インクルーシブ教育」が密接につながっている概念であることはまだまだ浸透しているようには思えない。今後共生社会の形成に向けてどのような「合理的配慮」が必要となっていくのか、今までの配慮とはどうちがうのか、また、「合理的配慮」さえ実施していればよいのか、どうすれば「インクルーシブ

教育」を実践できるのかなど疑問だらけである。

小学校の場合、学級内の児童一人一人の教育的ニーズに応じようと工夫しているのは、担任である。クラスの平均6.5%が配慮の必要な児童だとされる上、さらに全ての子どもたちができるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすとすると、かなりの負担を感じてしまう。特に小規模校では、同学年で相談したり、分担したりということもできない。忙しい毎日で他学年の教員に相談するのさえ、憚られてしまう。

「合理的配慮」や「インクルーシブ教育」についての校内研修もそれほどなく、県や市の研修、民間のセミナーなども興味のある人、特別支援学級担任だけが参加しがちという現状である。

藤井（2014）の「教職員に対するキーワードの認知度調査」によれば、「インクルーシブ教育システム」に関するキーワードの認知度はこれまでの「特別支援教育」に関するキーワードに比べ低く、特に低かったのが、「合理的配慮」や「教育支援委員会」「域内の教育資源の組み合わせ」であった。インクルーシブ教育に対する関心や必要性の認識等はあっても、知識はまだまだ不足しており、学校現場と密接に関連する理念や制度に対する理解を進めていくことが必要であることがわかる。そこで、現場の教職員の「インクルーシブ教育」や「合理的配慮」に関する意識を調査することで、今後のインクルーシブ教育実践について考えていきたい。

[†] Keiko OZEKI*, Kiyomi SHIJO**： Teachers' Awareness of Inclusive Education

* Ouchinishi Elementary School

** Graduate School of Education, Utsunomiya University

（連絡先：shijo@cc.utsunomiya-u.ac.jp）

2. 教師の意識調査

教育現場におけるインクルーシブ教育への取り組みを知るために、教師の意識調査を行った。

(1) 対象

県内各地、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校と学校種も専門も違う教員23名を対象とした。

(2) 調査日

2017年12月

(3) 調査内容

- ・回答者の属性
勤務地、学校種、学校規模
- ・質問内容

- ①インクルーシブ教育へのイメージを自由記述で答えるよう求めた。
- ②インクルーシブ教育への学校としての取り組み方を選択して答えるよう求めた。
- ③合理的配慮と考えられる配慮・支援について取り組みやすそうか、取り組みづらそうか、またその理由を選択して答えるよう求めた。
- ④インクルーシブ教育について、「わからないこと」「知りたいこと」を自由記述で答えるよう求めた。

(4) 調査方法

2017年度宇都宮大学後期内地留学生に対し、個別に調査用紙を配布し、その場で回答してもらい、回答後すぐに回収した。

(5) 結果

Q1 インクルーシブ教育のイメージ

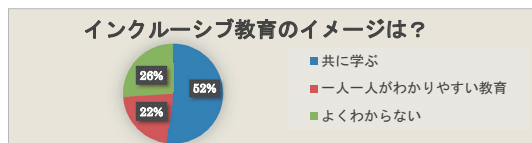


図1 インクルーシブ教育のイメージ

質問に対し、「通常の学級の中で」、「障害がある子もない子も共に学ぶ」教育というイメージをもつ人が52%であった。

これは、2012年に中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に「障害者の権利に関する条約第24条によれば、『インクルーシブ教育システム』とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されるなどが必要とされている。」とある中の『障害のある者となない者が共に学ぶ』の部分をつまえていると考えられる。今後は、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要であるとされており、今以上に多様な児童が同じ教室、通常の学級で学ぶようになってくる。同じ教育課程、同じ目標でとなると、当然、様々な支援が必要になってくると考えられる。そのため、担任の指導力が問われたり、さらに負担が増したりするのではないかと不安感が高まっている。教員個人としての対応では限界があるので、学校全体の組織として取り組むものとされているが、教員が必要な知識を学ぶ機会は保証されるのか、教員間はもちろん保護者や地域の共通理解は図れるのか、行政はどこまで動いてくれるのか、学習内容の理解をどれだけ求めるのか、など現場の教師が様々な不安を抱えていることが推察される。

また、「よくわからない」と答えた人が26%であった。「インクルーシブ教育」という言葉は、まだまだ学校現場では言葉自体になじみがなく、認識不足であるようだ。インクルーシブ教育とは具体的にどういうことなのか、何か特別なことなのだろうかというイメージがあるようだ。そのため、具体的なイメージを持てるように、わかりやすい言葉での説明や具体的な取り組みについて知りたい、ユニバーサルデザインとは何が違うのか？どこまで支援していくかなど知りたいという教師の意見が多かった。

「一人一人がわかりやすい教育」というイメージをもつ人が22%であった。「個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる」（分科会報告）の部分をつまえていると考えられる。このように回答した人は、今までにも一人一人の教育的ニーズを把握して対応してきたので、新しく何かをしなければならぬというイメージにはならないようだ。しかし、やるからには、効果のある実践例を知って取り組みたいという意識も持っている。

Q2 学校全体でのインクルーシブ教育への取り組み

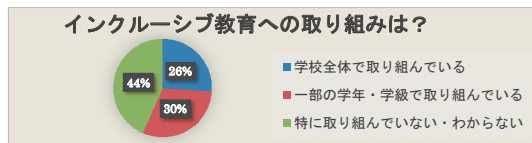


図2 インクルーシブ教育への取り組み

インクルーシブ教育への何らかのイメージを持っている人が74%いるので、もっと学校全体で取り組んでいるのかと予想していた。しかし、実際に取り組んでいるとの回答は全体の26%だった。「一部の学年・学級あるいは自分は取り組んでいる」と答えた人を入れても56%にしかならなかった。

この結果から、教育現場でのインクルーシブ教育の認識とそれらを踏まえた学校全体での共通理解がまだ十分に進んでいないのだと考えられる。また、個人での理解を深めたくても、日々の対応に追われ、じっくりと取り組むチャンスも、時間も持てずにいることも考えられる。

Q3 配慮・指導の取り組みやすさ

選択肢の中で、特に取り組みやすいものは、⑥「学習全般が苦手な児童が好きな教科に対し、その教科で有能感が得られるよう、活躍の場を与えている」⑮学校行事や各活動において強い不安を抱いたり、戸惑ったりする場合、見通しがもてるように本人が理解しやすい方法を用いて、個別に事前指導を行う」⑯「仕事分担の順番を覚えるのが苦手な児童には、掃除場所の分担表を作成・掲示する」であった。一番取り組みづらそうという答えが多かったのは、⑨「校外学習などで事前に保護者とコースを吟味し、児童の課題に対して配慮し、他の児童と異なるコース、時間の設定をする」の56%だった。行った方が良いとわかっているが、実際には「手間がかかる」「時間がない」「人手不足」などの理由でなかなかできないのが現場の教員としての現実である。

次に取り組みづらそうなものは、①「教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空けたり、分ち書きをしたり、読む部分が見えるように自教具（スリット）を活用する」の52%だった。毎日のことなので、手間がかかるという理由だった。例えば、小学校ではほとんど空き時間がないまま児童が下校する4時近くまで、時間がとれない。放課後も児童指導や会議などが入り、毎日5～6教科ある授業の

教材研究の時間がなかなかとれないのが現状である。退勤時間を過ぎての時間や休日に出勤してやることになってしまう。特に小規模校では各学年担任一人なので、分担することはできず、一人で全てやらなければならない。これらの教師の多忙感が、不安や負担感につながっていると考えられる。

Q1で「共に学ぶ」と答えた人では、取り組みづらそうと答えたものは、「手間がかかる」「時間がない」「人手不足」「費用がかかる」などの理由が主なものであった。他には学校体制や予算、教員の加配など、教員個人としては何も言えないという理由もあげられていた。今まで学級担任や教科担任が一人で行っていた以上のさまざまな配慮が必要になると考え、実際に行うにはその準備や対応に時間がかかり、教師は負担と感じているのではないだろうか。また、配慮のために必要なものを購入・設置するには費用がかかるため、学校全体や、教育委員会での対応が必要であり、教師個人として行うのは困難であると捉えたようだ。また、そうした配慮を行うことによって、学級の児童の中で、不公平感を感じさせてしまうのではないかという不安を感じてもいいようだ。

Q1で「一人一人がわかりやすい教育」と答えた人は、「取り組みづらそう」と答えた項目が少なかった。今までに行ってきた配慮とこれから求められてくる合理的配慮が、基本的にはあまり変わらないと捉えているのではないだろうか。とくに特別支援学校の教員はすべての配慮を行っているということだった。

Q4 「インクルーシブ教育について「わからないこと」「もっと知りたいこと」があったら書いてください。

- ・インクルーシブ教育の定義とは？具体的なイメージとは？取組とは？
- ・実際にうまくいっている学校の実践例を知りたい。
- ・全ての生活や学習を共に行うべきなのか？
- ・どの程度のことをどの程度まで、誰がするのか。(実施・準備も含めて)
- ・教職員の学ぶ機会が保障されるのか。
- ・特別支援の担任と、通常の学級の担任との協同、意思の疎通の具体的な図り方
- ・教職員の意識の共有化は？
- ・保護者への啓発

・支援員などを増やすための行政の動きはあるのか？

(6) 考察

アンケートの結果から「インクルーシブ教育」を進めていくことに不安を抱えている教育現場の実態が浮かんできた。

3. 総合考察

サラマンカ宣言の中で「個人の差異や困難によらず、全ての子どもを包含する教育システム」に向けてインクルーシブ教育を原則とすることが確認され、地域の通常の小・中学校等がその原則に関する責任を果たすべきとされ、変わるべきものが社会であるとしている。インクルーシブ教育の中では、「全ての子ども」に対する教育であるということが強く強調されており、子どもが社会的障壁を受けていたり、参加を制約されたりしている場合には、社会（学校）が変わるべきであることが唱えられていた。「障害のない人が障害のある人をインクルードする」ということではなく、「誰もがお互いをインクルードする」ことこそがインクルーシブ教育であり、そういう教育を目指していくことで真に排除のない社会＝インクルーシブな社会の形成ができると考えられる。

障害のある児童が通常の学校の教育活動に参加することができるように、合理的配慮を提供することが重要であるという前提に立ちながらも、そうした特別な配慮や支援を提供するだけではインクルーシブな教育を実践・展開できるとはいえない。特にインクルーシブ授業を考える場合には、授業の内容が理解できずに学習困難が生じている子どもへの個別の手立てを考えるだけでなく、教材や学習課題、授業展開といった面から工夫しなければならない。具体的にはどの子どもも教材世界のなかで深く思考することができるように、たとえ抽象的な内容の教科であっても、友達のやり方を「チラ見」する、ペア学習を通して学び合うなどといった社会的な「つながり」の中で学習することが重要である。そうした学習の広がりには自然といつでも生じるのではなく、その裏で教師が意図的に関わることを求められる。インクルーシブ教育の実践の展開においては、そのとき、その状況で教師が即興的に関わることも含めた「質の高い指導」が必要なのである。そのため、教師の専門性には、単に障害特性を理解し、合理的配慮を提供することだけでなく、多くのベテラ

ン教師が日常的に用いているような授業づくりと指導技術を学習困難児がいる学級でどのように駆使できるかという点が含まれるのだと考える。言い換えるとインクルーシブ教育を展開する教師の「授業実践力」には、障害特性をベースにした子どもの理解と支援のみならず、質の高い指導技術を有していることが不可欠であると考えられる。

インクルーシブ教育の在り方を具体的に考えること、存在する答えを探すのではなく、追求する過程そのものがインクルーシブ教育であり、これらを具現できる教師となれるようこれからも研鑽を積んでいきたいと思う。

引用文献

「インクルーシブ教育システム構築の方向性に関する検討～教職員に対するキーワードの認知度調査を通して～」 藤井慶博 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要第36号 2014

平成31年3月29日 受理

Teachers' Awareness of Inclusive Education

Keiko OZEKI, Kiyomi SHIJO